

**金利上乗せ定期預金（株主優待）に関する特約\***

※2025年7月1日より新規取扱中止

金利上乗せ定期預金（株主優待）（以下、「この預金」といいます）は、預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いいたします。

**1. 取扱店**

全営業店（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）

**2. ご利用いただけるお客さま**

福邦銀行の株式を1,000株以上保有されている株主ご本人さまで「株主様ご優待券」をお持ちの方

**3. 預金種類**

自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます）

**4. 預入金額**

10万円以上1円単位、100万円以内

**5. 預入期間**

1年

- ・自動継続扱いの場合、満期日の利息の受取方法には、指定口座へ入金する方法と、元金に組入れて継続する方法があります。
- ・普通扱いの場合、満期日以降にお客さまのお申し出により元金および利息を支払います。  
満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

**6. 適用金利**

店頭表示利率+年0.5%（上乗せ金利）

利息は、20.315%の源泉分離課税となります。

2037年12月31日まで「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。

※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

自動継続の場合、満期日到来後は、一般のスーパー定期として継続し、以後この預金としては取扱いいたしません。継続後の適用利率は、継続日における店頭表示利率となります。

## 7. お預入時にご提出いただく確認書類

この預金は、お預入時に下記書類をご提出いただきます。

- ・株主様ご優待券

※株主様ご優待券は、福邦銀行から株主さまあてに発送するサービス品に同封されています。

## 8. 満期日前の解約について

この預金は、原則として満期日前の解約ができません。

やむを得ず満期日前に解約される場合には、上乘せ金利は適用されず、その利息は以下の中途解約利率（小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

### ① 6か月未満の場合

解約日における普通預金の利率

### ② 6か月以上1年未満の場合

お預入日から解約日まで、スーパー定期にお預入れされた場合に適用するお預入日における店頭表示利率に70%を乗じた利率

## 9. 各種取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

### ① ATM を利用したお預入れ

### ② インターネットバンキングを利用した取引（預入れ・払戻し・残高照会等）不可

## 10. 規定の適用

この預金に関して、本特約と預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）において異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上